

# 第5回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和5年11月7日（火）午後1時00分から  
(農業者年金研修会 午後1時から2時)
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 議案第1号 農地審議 | 農地法第3条関係<br>(所有権移転)について      |
| 議案第2号 農地審議 | 農地法第5条関係について                 |
| 議案第3号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法<br>利用権設定各筆明細について |
| 議案第4号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法<br>農地保有合理化事業について |
- 4 協議事項
- ①第8回長野県農業委員会大会（11月21日）のスケジュールについて
  - ②農地利用調整会議（11月30日）について
  - ③令和5年度の農業功績者・農業名人の推進について
  - ④農地あっせん事業について
  - ⑤農地買受け借受け希望について
  - ⑥その他
- 5 その他
- ①農地相談会の報告について
  - ②当面の日程について
  - ③その他

7 出席農業委員（11名）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聰美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	城田忠志	唐澤喜廣	

8 欠席農業委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

唐澤 忠	城田忠志
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	開会
伊藤会長代理	本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から第5回農業委員会の総会を開会いたします。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となっていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、唐澤忠委員と城田忠志委員を指名します。
事務局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 5件 5筆
議長	報告事項①、番号5-27と5-28は時効取得。番号5-29から番号5-31までは相続の届出ということになっております。質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	こちらは届出でございますので、報告事項① 番号5-27から番号5-31までを受理としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-27から番号5-31を受理と致します。
事務局	②農地法第4条の規定による農地を耕作または養畜のための農業用施設に供することの届出について報告 1件 2筆
議長	報告事項②について、唐澤英樹委員から、補足説明ございますか。
唐澤英樹委員	はい。申請者 [REDACTED] であります、[REDACTED] 果樹農家を営んでおりまして、[REDACTED] 新規就農という形でリンゴ栽培に取り組んでおります。規模の拡大をしており、収穫用のコンテナや果実の一時保管のための農業用倉庫が必要になるということで、今回の申請がありました。皆さんからの質問・ご意見等ございますか。
議長	(特になし)
委員一同	ございませんか。では、こちらについても届出でありますので、受理とする形でよろしいでしょうか。
議長	

委員一同 議長	(異議なし)
事務局	では、報告事項② 農地法第4条の規定による農地を耕作または養畜のための農業用施設に供することの届出、番号5-4についてを受理とします。 ③農業振興地域農用地区域軽微変更の届出について報告
議長	1件 1筆 はい。報告事項②と③の違い、報告事項③については青地となるために届出の内容が違うという説明をいただきました。こちらについても届出になりますので、受理としてよろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) それでは、報告事項③ 番号5-2についてを受理と致します。 報告事項は以上となります。
	<b>2 議事</b>
議長	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係（所有権移転）についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程
議長	1件 1筆 はい。では、議案第1号について、地区担当の小林美晴委員、補足説明がございましたらお願ひいたします。
小林美晴委員	はい。譲渡人 [REDACTED] ですが、[REDACTED] 労力不足であること、また、[REDACTED] この土地を耕作することが難しいということです。譲受人 [REDACTED] ですが、[REDACTED] 農業を始めたいとのお考えです。出荷はせずに、自家用で水田と野菜畑の耕作を計画されております。 [REDACTED] 適当かと考えますので、ご審議をお願いします。
議長	はい。ありがとうございました。こちらの議案第1号の案件について、質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同 議長	(特になし) 新規就農のようですが、大々的に営農される訳ではなく、780m <sup>2</sup> のうち、半分を水田、半分を家庭菜園といいますか、野菜を作っていくというお考えのようです。ご質問等なければ、この案件を許可相当としてよろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) はい。それでは、議案第1号 番号5-8についてを可と致します。
事務局	続きまして、議案第2号に移ります。議案第2号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
議長	朗読 上程 5件 9筆 はい。それでは、1件ずつ審議していきたいと思います。まず、1番の案

	件から。担当の唐澤英樹委員からの説明をお願い致します。
唐澤英樹委員	総会資料の地図をご覧ください。場所は、春日街道の旧道に沿った、住宅に挟まれた土地となります。[REDACTED]
	[REDACTED] 今回の申請地につきましても手が入れられておらず、草が伸びてしまっている状態です。[REDACTED]
	[REDACTED] こちらにお戻りになる予定もないため、土地の処分を検討されています。譲受人の[REDACTED]
	宅地部分も含めて土地を購入し、従業員用の駐車場としての利用を考えておられるようです。申請地については農地としても耕作しにくい土地でありますので、駐車場としての利用であっても、草が伸びきってしまっている状況は解消されるかと思っていますので、よろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございました。この議案第2号1番の案件について、ご意見・質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	譲受人の[REDACTED] 従業員も多く雇っておられるようなので、基本的には駐車場として使用していきたいということあります。ご質問等ないようでしたら、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第2号1番の案件を可と致します。
	続いて、2番の案件になります。こちらは北殿の小林美晴委員、説明をお願いします。
小林美晴委員	はい。譲渡人は、[REDACTED] で、譲受人は[REDACTED] となります。[REDACTED] 農地に住居を建て、[REDACTED] 農業を手助けしたいとのことで申請が出されました。申請地の周囲はすでに住宅が建ち並び、上下水道も整備されております。隣接した畠については、ご自分で耕作される予定ということです。
議長	はい。[REDACTED] 農地に、[REDACTED] 住宅を建てる予定だということあります。委員の皆さんからのご質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	こちらの案件も可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。では、議案第2号2番の案件を可と致します。
	続いて、3番の案件ですが、こちらも小林委員から説明をお願いします。
小林美晴委員	はい。譲渡人の[REDACTED] 申請地の畠を耕作されていたのですが、[REDACTED] 畠の耕作

	が難しくなってきたということです。譲受人 [REDACTED] がこちらの申請地に住居を建ててお住まいになるということです。[REDACTED]
議長	[REDACTED] その南側を進入路として計画されているようです。 はい。ありがとうございました。皆さんからのご意見・ご質問等、ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	では、この番号3の案件も許可相当としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。議案第2号 番号3の案件を可と致します。
酒井文代委員	続いて、番号4の案件について、酒井文代委員から説明をお願いします。 はい。譲渡人 [REDACTED] ですが、[REDACTED]
	農地の処分を検討されておりました。場所は、国道153号線の大芝入口交差点を東に進んだ、大泉川沿いの4筆で、譲受人 [REDACTED] が、9区画の造成を計画しております。真ん中には6mの道路を通すということです。周囲は住宅地となっており、特に問題はないかと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございました。[REDACTED]
	農地を継ぐ後継者がいないことから処分をしたいということでございますが、ご意見・ご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	この番号4についても、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第2号 番号4の案件を可と致します。
酒井明委員	続いて、番号5の案件について、酒井明委員から説明願います。 申請地は、南原グラウンドの南側、南原保育園にも近い、約2000坪の土地になります。譲渡人 [REDACTED]
	[REDACTED] 他の土地も含めた処分を検討されていました。その話を進める中で、今回、譲受人 [REDACTED] が太陽光発電用地として取得する形となっています。区長さんにも話を聞いたところ、[REDACTED]
	[REDACTED]隣接の農地の所有者や住民などの承諾も得られているようです。この計画は、一般的な太陽光発電の事業ではなく、[REDACTED] が中間に入り、[REDACTED] 企業が発電された電気の全量を買い取る形で、補助金申請も行って事業を進めているようです。地元説明会では、景観面での悪化を懸念する声もあったようですが、南原保育園の送迎で周辺道路を利用することへの対策などについて要望し、法律に則って行う事業であればやむを得ないという判断となったようです。
議長	はい。ありがとうございました。番号5の案件でありますが、6,433m <sup>2</sup> の

	<p>土地に 3,066 m<sup>2</sup>分の太陽光パネルを設置するというものです。一応、南原区としても事業の説明を受け、最終的には南原区と [REDACTED] の間で協定書を締結していきたい意向のようあります。皆さんからの質問等、ございますか。</p>
唐木義秋委員	<p>これはこれで時間を掛けて検討されたとは思いますので、よろしいかと思いますが、2点、質問をさせていただきます。1点目は、議案の面積表記ですが、敷地総面積が 6,433 m<sup>2</sup>に対し、転用面積が 3,066 m<sup>2</sup>ということでしょうか。太陽光発電に関する申請の表記の場合は、転用面積ではなくパネルを設置する面積を表記するものなのでしょうか。感覚的には他の部分も全て太陽光発電に関係する設備ですので、敷地面積と同じ面積表記で良いと思います。もう1点は、自分も勉強不足で申し訳ないのですが、この申請案件については 6,000 m<sup>2</sup>を超える面積の転用になりますが、太陽光発電については 3,000 m<sup>2</sup>を超えるものの制限は適用されないのでしょうか。事務局から、回答をお願いします。</p>
議長 事務局	<p>はい。まず表記の仕方についてですが、転用面積はあくまでも 6,433 m<sup>2</sup>になります。3,066 m<sup>2</sup>という表記は申請事由に関わる面積ですので、その意味での議案への記載となっています。住宅建設の場合でも、転用面積は登記面積ですが、申請事由の部分は住宅の面積を記載していますので、太陽光発電に関してはパネル面積を記載しています。尚、パネルの枚数については、添付資料に手書きで記入させていただいています。次に2点目の 3,000 m<sup>2</sup>を超える転用についてですが、宅地造成など、土地の形状を変えるようなものについては開発行為という位置づけになり、別の許可が必要になります。但し、長野県の方に確認したところ、太陽光発電施設に関しては、土地の形状を変えるものではなく、そのままの土地に柱を建てるので、開発行為には該当しないということになっているようです。</p>
唐木義秋委員	<p>ありがとうございました。もう1点、よろしいでしょうか。この [REDACTED] 事業者が取得するという話ですが、土地や設備の所有者が色々と変わるというようにも聞いています。農業委員会で許可を出す時に、事業者などが変わっても、決められた部分をきちんと引き継いで履行していただけるように、念書とまでは言いませんが、付帯条件のようなものを付けることは可能なのかどうか、逆に、そういった条件を付けずに許可後は自由にやってくださいという姿勢で良いのかどうか、教えてください。</p>
事務局	<p>[REDACTED] で申請が出てきていますので、所有権移転でこの土地の名義を持つのは、あくまでも [REDACTED] になります。その後、発電の事業者自体は [REDACTED] 契約を結ぶ [REDACTED] になり、そこから [REDACTED] 電力が供給されるという仕組みになっているようです。この契約の中での転用については問題がないということを、県には確認をとっています。また、許可を出す上で付帯条件についてで</p>

	ですが、この点についても県に問い合わせたところ、一般的な転用ということで考えた時に付帯できる条件としては、最初の3ヵ月に進捗状況の報告、その後、1年毎に、まだ完成していないようであればその報告、最終的には完了報告を出すようにという条件を付けるようなことは可能ですが、その他の条件付けは難しいようです。村のガイドラインを遵守するようにという条件を付けることについても、可能ではあるが強制力はないという回答でした。今回の件について会社側は、村のガイドラインに沿って事業を進めていくというように仰っています。法的に、付帯条件を独自に付けることは難しいと考えています。
唐木義秋委員	法的に効力はないとしても、地元で事業が進められていく訳ですので、付帯事項がつけられるのであれば、きちんと管理が行われるように、また転売されたような場合でも、正常で良好な管理が今後も継承されていくような方法を是非とていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。保育園も近く子供たちも多く住んで遊んでいますので、個人的には反対したいところですが、農業委員の立場では、法令に則って進めていかなければならぬので、やむを得ないのかなと思っています。
伊藤良夫委員	私の方から、補足ですが、区としては、事業が開始されるという形になりましたら、[REDACTED] を含めて協定書を結ぶという話はできています。
酒井明委員	お願いしたいこととしては、法的な拘束力はないとしても、我々農業委員会の意志として、遵守してもらいたいことや誠意をもって対応してほしいことなどを付帯事項としてきちんと記載し、また、その内容について、先の何年後かの農業委員会で「こんな案件があったけれど、よく内容は分からぬ」というようなことがないように、記録を残してもらいたいと思っています。
唐木義秋委員	許可書に付けることは難しいですが、連絡事項として付記することは可能だと思いますので、そちらの方に記載をしたいと思います。
事務局	関連して、南箕輪村の文書管理規定というのはどうなっていますか。例えば、今日ここで話し合った内容は、その記録は期間が来れば廃棄されるものでしょうか。何年間は保存するという決まりはあるのでしょうか。
唐木義秋委員	はい、あります。農業委員会関係の総会や許可書、申請書など全て永年保存となっています。
事務局	よろしいでしょうか。
議長	永年保存であれば、何かトラブルがあった時にでもすぐに紐解くことができると思いますので、安心しました。
唐木義秋委員	いずれにしても、農業委員会の意見と言いますか、希望する事項を付けるようにしたいと思います。他に、ご意見はございますでしょうか。
議長	連絡事項として付記する文言をどのような内容にするか、確認をお願いします。尚、補足となりますが、今回のこの案件については、3,000 m <sup>2</sup> を超
事務局	

	える転用になりますので、村の農業委員会の審議後、県の農業会議の意見聴取を行うものとなります。まず、11月9日に上伊那地域の常設審議委員会、11月15日に長野県の常設審議委員会を経た後に、最終的な許可判断となります。
唐木義秋委員	これは、地元の方々が時間を掛けて検討されてきているものですので、地域の要望が落ちないよう、盛り込むことが一番良いと思いますので、是非、そのようにお願いいたします。
議 長	はい。南原区での検討結果、話し合いの内容を確認していただき、また業者の設置工事資料にも明記されている内容も参考に、文言を作成していただければと思います。他に、ご意見・質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	はい。では、この案件についても可としたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、議案第2号 番号5の案件についてを可と致します。
	続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
	16件 28筆
議 長	ほぼ更新ですが、番号5-96、97、98、101の案件が新規契約となっています。皆さんから、ご意見・ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。それでは、こちらの16件について可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、議案第3号 番号5-95から番号5-107の案件についてを可と致します。
	次に、議案第4号へ移ります。議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
	5件 14筆
	はい。ありがとうございました。これらの案件について、担当の太田和也委員、補足説明ございますか。
太田和也委員	番号5-111、112、113の土地については、[REDACTED]買受けした後に、[REDACTED] [REDACTED]へ売り渡しするものです。[REDACTED] 生薬用の薬草を栽培したいということで、これまで農地を購入されておりますが、現状、ヨモギを栽培している農地が非常に荒れてしまっている状態で、再三、刈り取りや処分をお願いしているところです。今後もこの状態が続くようであれば問題があるということを [REDACTED] お話ししていますが、この既

議 長

にヨモギを植えている土地については、近々、焼き畑にしてしまいたいとの話で、消防署と役場の方に連絡を入れているようあります。雨の降るタイミングで行う予定のようですが、そのような返答が来ている状況です。ヨモギも含め、栽培に関することについてコミュニケーションや指導が必要だと感じていますので、作業を予定している時には必ず連絡を入れていただくよう依頼しています。生薬用に栽培した作物については、生薬会社が基本的には全量買い取る話ができているようですので、この案件については一応、進めてよいのではないかと考えています。

事 務 局

以前から、薬草栽培で土地を購入している話を聞いていて、その前提で農業委員会でも許可を出してきましたが、今の太田委員の話について、事務局ではどのように捉えていますか。

ご自身は「

」と、仰っています。太田委員の話にありましたヨモギ畑に関しては、農地パトロールの際にも草が生い茂っている状態を確認しました。お聞きしたところ、生薬会社の方で全部を買取りすることになっているという話をされていました。こちらもそのつもりでおりましたが、刈り取る様子も見られなかつたので再度確認をとつたところ、今年については、時期が遅れてしまって買取りして貰えなかつたと話していました。少し、発言と行動にズレが出ててしまっている部分はあるように感じています。但し、この他にも多くの農地を取得されていますが、このヨモギ畑以外では蕎麦を栽培されるなど、荒れているようなことはありません。農作業についても、

働き手は増えていると仰っていました。

議 長

これまでたくさん農地を取得されていますが、などはご存じですか。

事 務 局

プライベートな部分については深くはお聞きしていませんが、実際は、

農地を村内で取得されている実績はありますし、今後も

ですので、

南箕輪だけでなく、伊那市の農地についてもと話されています。

既に取得されている農地での栽培状況はどうなっていますか。

薬草の他、蕎麦や野菜を栽培されていて、まっくんファームにも刈り取りを依頼しているようです。本当は、ナツメや甘茶などの薬木を植えたい意向のようですが、実現には至っていない状況だと思います。

荒れてしまっている訳ではないですね。

荒れているという農地は、ヨモギ畑の2枚だけです。他の農地は土手草についてもご自分で刈られているのだと思います。

農業用の機械も揃っているのでしょうか。

トラクターなどの農業用機械があるということ

倉田明彦委員

事 務 局

倉田明彦委員

事 務 局

倉田明彦委員

事 務 局

	<p>をお聞きしています。実際に圃場でお会いしたことがありませんので、機械をお使いになっている場面は見てはいませんが、田植えの際には何十人も集めて手植えをするなどされているようです。加えて、障害のある方や都会で居場所をなくした方などを呼んで農業を通じて癒しを与えるなどといった「農福」にも取り組みたいということをお話しされています。</p> <p>いずれにても、この案件については既に正規の手続きを経て、あっせんも済んでいます。この時点で、今後の手続きを止めることはできないかと思います。[REDACTED] 今後は少し厳しく耕作状況を見ながら、必要な指導や協力をしていく。加えて、次に農地を取得したいとの申し出があった場合には、その時点できちんと農業委員会で判断をしていく形で良いのではないかでしょうか。</p>
議長	<p>[REDACTED] この土地にどんな作物を植え、どのように耕作していくのか確認をしてもらいたいと思います。土地を取得すること自体は構いませんが、南箕輪の土地が荒れてしまったり、遊休農地になってしまったりして困りますので、その点については今後も目を光らせていくことが必要だと思います。そのような形で、議案第4号についてはよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議長	<p>それでは、議案第4号 番号5-111から、番号5-115までの5案件を可と致します。</p> <p>議事については以上となります。</p>
	<h3>3 協議事項</h3> <p>①第8回長野県農業委員会大会（11月21日）のスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月21日（火）開催の第8回長野県農業委員会大会について、当日の詳細スケジュールを提示。</li> </ul> <p>事務局からの説明がございましたが、日程等について、皆さんからご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>(特になし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席の場合の連絡（11月9日まで）等を案内し、各自での確認を依頼。</li> </ul> <p>②農地利用調整会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月30日（木）に実施の農地利用調整会議について、事務局作成の資料を提示し、実施概要や当日のスケジュール等を案内。農地のマッチング方法、農業者との意見交換会のテーマ等についても、注意点や委員各自の担当や動きなどの確認事項を説明。</li> <li>・ペーパーレス推進のため、ホームページを活用し、今回は参加希望農業者へ地図等の紙資料を配布しない旨で案内。</li> </ul> <p>(希望者には個別対応)</p>
事務局	
議長	
委員一同	
事務局	

議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足説明をする。</li> <li>・委員からの質問、意見等ではなく、事務局案通りに進める形で了承。</li> <li>・農業委員用の資料については、後日別途に郵送する形で案内し、資料内の個人情報についての取り扱いについて注意いただくよう依頼。</li> </ul>
事務局	<p>③令和5年度の農業功績者・農業名人の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上伊那農業委員会協議会にて年1回実施している、農業功績者と農業名人の表彰について、概要を説明。南箕輪村における表彰推薦候補者について、協議を依頼。</li> </ul>
議長	<p>農業功績者の推薦につきましては、資料にあります通り、昨年、南殿の唐木光景さんが表彰されました。その推薦者選定協議の際、唐木さんと共に名前が挙がりました [REDACTED] を令和5年度の農業功績者として推薦する、ということで了承された経過がございます。新しい委員さんには大変失礼ではありますが、その方向でご承認をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議長	<p>はい。それでは、昨年の経過も踏まえ、農業功績者については、[REDACTED] を推薦してまいりたいと思います。続いて、農業名人でございますが、どなたか推薦したい方、ございませんか。</p>
唐木義秋委員	<p>以前にも名前が挙がった経緯がありますが、[REDACTED] 推薦に至らなかった、[REDACTED] を是非、推薦していただきたいと考えています。もう1点、表彰式後の祝賀会について、予算の関係もあるとは思いますが、表彰を受けられた方の会費は農業委員会で負担する形にはできないのか、検討をお願いしたいと思っています。</p>
議長	事務局から、考えありますか。
事務局長	<p>祝賀会の予算については、村では計上していません。農業委員さんの会費は各自の口座から、職員については自費という形で行っています。表彰を受けられた方の分につきまして、農業委員会で持つ場合、委員の皆さんにご負担いただく形になるかと思いますので、そのように進めていくのであれば、その形で決めていただければ結構かと思います。</p>
議長	<p>唐木委員のご意見も理解できます。ご招待申し上げるので、表彰を受ける方もご祝儀としてお持ちになるかと思いますが、ご祝儀は頂戴せず、その方々の分の会費については委員15人で案分する方向でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
唐澤英樹委員	<p>確かに予算はないのですが、会長の方から一度、村長に話をさせていただき、予算に計上できるようにしても良いのではないかでしょうか。勿論、私たちで出すことは構わないのですが、村でお祝いをしてあげるというものですので、村から出しても良いのではないかと思っています。</p>

議長 事務局長	<p>微力ではありますが、来年度に向けて村長に話をしてみたいと思います。</p> <p>農業功績者・農業名人の表彰については、主体が村ではありませんので、予算化は微妙な部分がありますが、農業委員会でそのような意見があつたということで事務局からも働きかけをしてみたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業名人の推薦については、候補者をそれぞれに挙げていただき、農業委員会大会の日（11月21日）に協議・決定する旨で了承。</li> </ul>
事務局 議長	<p>④農地あっせん事業について</p> <p>1件 1筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん選定調書について説明をする。（会議資料P33～P35）</li> <li>補足説明をする。</li> <li>委員から質問や意見等なく、特に問題もなさうなため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。</li> </ul>
事務局 議長	<p>⑤農地買受け借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに申し出のあった希望者（新規就農者）について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。</li> <li>補足説明をする。</li> <li>リストについては、前回までのものではなく最新のものを利用していくだくよう案内。</li> </ul>
事務局 議長	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の見守り活動に特化した記録用紙について、12月分の用紙の配布と記入方法を改めて案内。</li> <li>紙での提出ではなく、データでの提出を希望される場合は、事務局への連絡を依頼。</li> </ul>
唐澤英樹委員 太田和也委員	<h4>4 その他</h4> <p>①農地相談会の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10月22日（日）に実施した農地相談会について、当日の様子や相談内容、参加者の内訳などを報告。</li> </ul> <p>農業振興部会の皆さん、お疲れさまでした。農地相談会の感想をお聞きできればと思います。</p> <p>初めての参加ですので若干戸惑いました。売りたい、貸したいという農業者が多いかと思いましたが、新たに借りたい、買いたいという方もおられて、マッチング次第でうまく動いていくのではないかと感じました。</p> <p>道路の建設で土地が分断されてしまい、端の小さい農地が残ってしまった案件の相談を受けました。計画の段階で土地の処分に関する話ができる</p>

	いれば、何かしら良い方法があったかとも思いますので、農業委員会でも計画当初から土地の情報が得られるようにできれば良いのではないかと感じました。
唐澤忠委員	農地を売りたいという相談を、2件対応させていただきました。困った時にどこに相談すれば良いのか分からなかつたようでした。相続の関係や遠方に住んでいる場合など、複雑化してしまうこともありますので、早めに農業委員会へ相談していただけすると対応がしやすくなるのではないかと感じました。
堀敬一委員	相続については、所有者が亡くなつて何代も後になつてしまうと対応が難しくなることを感じました。また、友達と一緒に住む目的で30年前に土地を購入したようですが、価格も変わつてしまつてことで、がっかりされている案件もありました。それでも、事務局が案内を出したことで、こうして所有者の方が話をしに来てくれていますので、どれだけ協力できるかは分からぬ部分はありますが、成果はあったのではないかと感じています。
議長	事務局にお聞きしますが、農地相談会を経て、相談については結論が出たということでしょうか。
事務局	結論が出た農地もありますが、対処の方法を農業委員さんが提案してくださつた案件については、ご本人たちがどう動くか、かと思います。
議長	折角、相談に来ていただいたので、全て相手任せではなく、時々はフォローしていただくようにお願いできればと思います。
	②当面の日程について
事務局	・当面の日程について説明。
議長	・補足説明をする。
	・各自での十分な日程確認を依頼。
	③その他
事務局	懇親会費等の口座引き落としについて連絡。
議長	以上で議長の職を解かせていただきます。
	閉会
伊藤会長代理	以上を持ちまして、第5回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
	(午後4時10分 終了)

以上、第5回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和5年11月27日

議長

唐澤喜廣

議事録署名委員

唐澤中八

議事録署名委員

城田忠志

